

令和6年6月文京区議会定例議会提案事項

【令和6年6月4日】

1 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 生活保護法の一部改正に伴う文言の整備（別表第2の1の項）
「進学準備給付金」→「進学・就職準備給付金」
- (3) 施行期日 公布の日

2 文京区副区長定数条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 副区長の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容 副区長の定数の変更 「1人」→「2人」
- (3) 施行期日 公布の日

3 文京区公契約条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区における公契約に係る基本方針その他必要な事項を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 目的及び定義
 - イ 基本方針
 - ウ 区及び受注者の責務
 - エ 適用範囲
 - (ア) 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの
 - (イ) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるもの
 - (ウ) 指定管理協定
 - オ 労働者等の労働報酬
区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等に対し労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定する。
 - カ 労働報酬下限額の決定等
労働報酬下限額は、労働者等の区分に応じ、労務単価、地域別最低賃金その他の事情を勘案して定める。
 - キ 公契約において約定する事項
区は、公契約の締結に当たり、オ及び別表に定める事項を約定する。
 - ク 労働者等の申出
労働者等は、支払われるべき労働報酬が支払われないとき又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者に対し、その事実を申し出ることができる。
 - ケ 報告及び立入調査
 - コ 公表
 - サ 文京区公契約審議会の設置
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日。ただし、(2)カ及びサについては、公布の日
 - イ 経過措置 (2)エからコまでについては、この条例の施行の日前に文京区プロポーザル方式実施要綱（23文総契第12号）に基づき選定を行う公契約（同日前に公募する指定管理者に係る指定管理協定を含む。）については、適用しない。

4 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 補償基礎額の改定（第5条第2項）
8,900円 → 9,100円
- (3) 施行期日等 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

5 文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 区立放課後等デイサービス事業所ロードを新設するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 障害者福祉施設の新設
 - (ア) 名 称 文京区立放課後等デイサービス事業所ロード
 - (イ) 位 置 東京都文京区音羽一丁目19番18号
 - (ウ) 事 業
 - ・ 放課後等デイサービス事業
 - ・ その他区長が必要があると認めた事業
 - (エ) 休業日
 - ・ 日曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
 - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和6年9月1日。ただし、(2)イについては、公布の日

6 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正等に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 引用法令の整備（第2条第1項及び別表第3）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

→ 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」等

イ 手数料の額の改定（別表第1）

(7) 開発行為許可申請手数料

(4) 開発行為変更許可申請手数料

ウ 手数料の徴収項目の追加（別表第1）

(7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）における開発行為又は建築に係る規定に適合していることの証明書の交付手数料 1通につき900円

(4) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等（以下「宅地造成工事等」という。）の許可申請に対する審査に係る手数料

a 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料

・ 宅地造成及び特定盛土等を行う場合

切土又は盛土をする土地の面積に応じ、20,000円～533,000円

・ 土石の堆積を行う場合

土石の堆積を行う土地の面積に応じ、18,000円～292,000円

b 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料

・ 宅地造成及び特定盛土等を行う場合

(a)から(c)までの額の合計額（その額が533,000円を超えるときは、533,000円）

(a) 切土又は盛土をする土地の面積に応じ、aの額に10分の1を乗じて得た額

(b) 新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じたaの額

(c) その他の変更 15,000円

・ 土石の堆積を行う場合

(a)から(c)までの額の合計額（その額が292,000円を超えるときは、292,000円）

(a) 土石の堆積をする土地の面積に応じ、aの額に10分の1を乗じて得た額

(b) 新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じたaの額

(c) その他の変更 15,000円

(7) 宅地造成工事等に係る規定に適合していることの証明書の交付手数料 1通につき900円

(エ) 宅地造成工事等の許可を行う際に登録する盛土規制法調書の写しの交付手数料 1通につき700円

エ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年7月31日。ただし、(2)アについては、公布の日

7 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び事業所内保育事業を行う事業所における保育士及び保育従事者の数の改正（第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項）
 - ㊦ 満3歳以上満4歳に満たない児童 「おおむね20人につき1人」 → 「おおむね15人につき1人」
 - ㊧ 満4歳以上の児童 「おおむね30人につき1人」 → 「おおむね25人につき1人」
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日
 - イ 経過措置 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、(2)の規定は、適用しない。

8 電線共同溝整備工事（区道第889号）請負契約の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。
- (2) 変更内容
 - ア 契約の目的 電線共同溝整備工事（区道第889号）
 - イ 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
 - ウ 契約金額 金3億8,667万6,400円
（変更前の契約金額 金3億4,335万700円）
 - エ 契約の相手方 メーシック・ダイマス建設共同企業体
 - 構成員（代表者） 東京都文京区湯島二丁目9番9号
株式会社メーシック
代表取締役 今崎雄司
 - 構成員 東京都文京区関口一丁目23番6号プラザ江戸川橋307
株式会社ダイマス
代表取締役 増田京子

【参考】

- ① 工 期 令和3年6月25日から令和6年7月31日まで
- ② 支出科目 令和3年度から令和6年度まで 一般会計 土木費 道路橋梁費

9 文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

ア 契約の目的 文京区立元町公園整備工事（第二期）

イ 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約

ウ 契約金額 金5億6,232万5,500円
（変更前の契約金額 金5億258万6,700円）

エ 契約の相手方 小野・大洋建設共同企業体

構成員（代表者）	東京都文京区後楽一丁目1番13号小野水道橋ビル4階 株式会社小野組東京支店 執行役員東京支店長 松岡毅
構成員	東京都文京区千駄木三丁目33番4号203 大洋造園土木株式会社文京支店 支店長 棚倉恒夫

【参考】

① 工 期 令和5年9月28日から令和7年3月10日まで

② 支出科目 令和5年度及び令和6年度 一般会計 総務費 防災対策費
土木費 公園緑地費

10 令和6年度文京区一般会計補正予算